

【保管事業者様へのお願い】

豊田事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類
及びPCB油類の処理委託契約等の手続きスケジュールについて

令和5年7月12日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB処理営業部

豊田PCB処理事業所

豊田事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類については、現在、事業終了準備期間を活用した処理を行っていますが、令和6年3月末に豊田PCB処理事業所での処理を終了いたします。

保管事業者様におかれましては、以下の手続きスケジュールについてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(豊田事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の存在が新たに発覚した保管事業者様におかれましては、下記問い合わせ先または所管自治体まで、至急ご連絡ください。)

<保管事業者様へのお願い>

既に存在が発覚している、または今後早期に存在が発覚した1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類

円滑な処理を進めるため、令和5年8月31日(木)までに弊社と処理委託契約を締結の上で、令和5年9月29日(金)までに豊田PCB処理事業所への搬入となるようご協力をお願いいたします。

・弊社への機器等登録、中小企業者等軽減制度の申請は契約期限に間に合うようにお手続きをお願いいたします。各期限等については、豊田PCB処理事業所 営業課までお問合せください。

何らかの特別な事情でやむを得ず、上記スケジュールに間に合わない1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類

上記スケジュール後に新規に存在が発覚した案件、予算面や自治体の抱える事情等でスケジュールが限定される案件への対応として、少量に限り、豊田PCB処理事業所での処理を行います。

対象となる案件が生じた場合又は生じる可能性がある場合には、まずは弊社にご連絡ください。その上で、令和5年12月中に弊社との間で処理委託契約に関する手続きを完了していただく必要があります。弊社の令和5年の最終営業日は令和5年12月28日(木)となり、この

翌日以降は、新たな1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の処理委託契約に関する受付を行うことができなくなります。つきましては、以下のご配慮をいただきますようお願いいたします。

- ・1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の登録については、令和5年11月15日（水）までに、機器等登録を完了させるようにしてください。
- ・中小企業者等軽減制度の申請についても、機器等登録を行った上で、令和5年11月15日（水）までに、中小企業者等軽減制度の申請に必要な書類が全てそろった状態で弊社に到着するようにしてください。
- ・処理委託契約については、令和5年12月28日（木）までに、処理委託契約を締結したものが豊田PCB処理事業所での令和6年3月末までの処理対象となりますので、遅くとも同日までに処理委託契約に必要な書類が全てそろった状態（※）で弊社に到着するようにしてください。その上で、令和6年1月31日（水）までに豊田PCB処理事業所への搬入となるよう収集運搬事業者との調整等を行ってください。

（※）令和5年12月28日（木）時点で、弊社に書類が到着していても、不備がある場合や修正が必要な状態である場合には、以後の処理委託契約締結の手続きを進めることができませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お早めに以下までご連絡ください。

○処理委託契約に関するお問合せ先

豊田PCB処理事業所 営業課 〒471-0853 愛知県豊田市細谷町3-1-1 TEL 0565-25-3405／FAX 0565-25-0543

○登録に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB処理営業部 登録担当 〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階 TEL 03-5765-1933／FAX 03-5765-1923
--